

沖縄県多面的機能保全推進協議会職員等旅費支給内規

平成26年12月3日制定
令和3年7月9日改正

第1条 この内規は、役職員旅費支給規程（以下「規程」という。）の取扱についての細部を定めることを目的とする。

第2条 規程第10条の前段により旅費を計算した場合において、次の各号に該当する理由で出張が中止になったときに生じるキャンセル料は会が負担する。

- (1) 別途、優先すべき業務が発生した場合
- (2) 出張者本人が事故等で出張業務を全うできない事態になった場合
- (3) 別表1に規定する親族が死亡した場合。
- (4) 配偶者又は1親等の親族が介護を必要とする疾病にかかった場合
- (5) その他、会長が出張中止に該当する事由と認めた場合

2 前項の各号に該当しない理由で出張が中止となった場合は、出張者本人の負担とする。

第3条 規程第13条1項に基づき県内用務で宿泊する職員については、2日以内に完了するもの、又はこれに類するものは、規程第2条別表を適用するほかは次のとおり支給する。

交 通 費	3日(2泊3日)以上	
	宿 泊 費	旅 行 雑 費
実 費	8,200円	300円

<第2条関係>

別表1

死亡した者	日数		備考
	血族	姻族	
配偶者	10日	—	連続
父母	7日	4日	〃
子	7日	—	〃
祖父母	4日	1日	〃
孫	4日	—	〃
兄弟姉妹	4日	1日	〃
伯叔父母	1日	1日	〃

附 則
この内規は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

附 則
この内規は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 元年 7 月 4 日から施行する。

附 則
この規約は、令和 3 年 7 月 9 日から施行する。